

富山県総合教育センター無線LANアクセスポイント一式リース調達仕様書

第1 調達の概要

1 調達の方針

(1) 運営方式

(ア) 受注者は、本仕様書に掲げる機器等の調達について、責任を持って発注者に対して本仕様書に定められた機能等を提供すること。なお、本仕様書に明記されていない事項でも、ネットワークを構成する機器として当然備えるべき性能を完備していることとし、ネットワーク全体が正常に機能するよう留意すること。

(イ) 富山県総合教育センター（以下、「総合教育センター」という。）の業務運営に支障をきたすことがないよう、発注者に円滑に業務引渡しを行うとともに、機器引渡し後であっても、不具合が生じた場合は発注者と協力し、迅速に対応すること。

(2) 安全性及び信頼性の確保

(ア) 信頼性を重視した設計及び構築、設定、設置を行うこと。

(イ) 受注者は、個人情報やその他業務実施上取り扱う個人情報以外の秘密を含む情報についての適切なセキュリティ対策を講じること。

(3) 環境対策等

本調達で調達を行う機器については、原則として富山県グリーン購入調達方針に定める判断基準に適合したものであることとする。

2 調達の範囲

調達機器は、次のとおりとする。

無線LANアクセスポイント	15台
---------------	-----

3 借入期間

令和3年1月16日から令和8年1月15日（60箇月）

4 機器の仕様

(1) 無線LANアクセスポイント（15台）

銘柄指定：Cisco AIR-AP1832I-Q-K9C

(ア) 無線LAN規格：IEEE802.11n/ac（wave2）の規格に準拠していること。

(イ) MACアドレスフィルタ機能を有すること。

(ウ) 無線LANチャンネル自動設定機能を有すること。

(エ) SSIDの隠蔽が可能であり、ANY接続を拒否できること。

(オ) 仮想コントローラを用い複数（最大30台程度）の無線APの管理及び、干渉を回避するためのチャンネル割り当て調整の制御ができること。

(カ) 付近に最適なアクセスポイントが存在する場合に優先的にそのアクセスポイントに切替わる機能を有すること。

(キ) 無線LANアクセスポイント同士が電波干渉しないように設置すること。外来波の影響を極力少なくするように設置すること。

(ク) SSIDごとにVLANの設定や認証サーバの設定が可能であること。

- (ケ) PoE給電に対応できること。
- (コ) 専用のマウントキット等を用いて壁に取り付けができること。また、マウントキットは本調達に含めること。
- (ク) 指定する研修室内の壁面又は廊下天井等に取付けること。具体的な位置等は、総合教育センター担当者の指示を受けること。

(2) その他

- (ア) 本調達は、別途調達する「校務用LAN」、「情報教育研修システム」及び「ネットワークスイッチ」と一体のものとして稼働させるものであることに留意すること。
- (イ) 全ての機器について、正確かつ完全に必要な機能が作動することを確認の上、使用可能な状態で納入すること。
- (ウ) 機器保証期間は、リース開始後1年間とすること（保証期間中は無償保証とすること）。ただし、製品製造上の不具合に基因する故障については、保証期間経過後であっても無償で対応すること。
- (エ) 全ての納入機器にステッカー等を用いて、調達機関名、MACアドレス、IPアドレス、コンピュータ名、受注者及び導入年度等必要な表示を行うこと。
- (オ) 付属品として、納入機器のハードウェアマニュアル（メーカー出荷時に電子媒体で提供されたものを印刷し、書籍化したものでも可）を添付すること。
- (カ) 納入に当たっては、総合教育センター職員と十分に打合せを行うこと。

5 リース期間満了時の機器取り扱い

リース期間満了時における機器の取り外し、運搬及び処分にかかる経費はすべて受注者の負担とする。

6 機器の買い取り、継続借入（再リース）

機器の全部又は一部が、買い取り可能であるか又は、継続借入契約が月・日単位で可能であること。

7 検収

本仕様書に基づき、機器の構成と物品等のすべての機能が満たされて作動することを確認した後検収する。

8 納入場所

富山県総合教育センター 富山市高田525

9 納入期限

令和3年1月15日（金）

10 その他

業務の遂行に疑義が生じた場合は、その都度総合教育センター担当者と協議するものとする。